

ヤングケアラーをご存知ですか？



本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを「ヤングケアラー」と言います。国の実態調査では、中学2年生の17人に1人、小学6年生の15人に1人にケアをしている家族がいます。

成長期の子どもたちが日常的に過大なケアを担うことで、子ども自身の生活や、友人関係、学業、就職に影響する場合があります。

ヤングケアラーは、こんな子どもたちです

「厚生労働省ホームページより抜粋」



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しづらく、子ども自身にも自覚がない場合があり、SOSを出しにくい状況があります。体調不良や学業などへの悪影響が生じる前に、支援へと導くためには、周囲の気づきが大切です。

「ヤングケアラーかも・・・」と思いあたる子どもがいたら、市役所などへご連絡ください。

相談窓口	電話番号等	対応時間
西脇市福祉事務所(こども福祉課)	22-3111(内線1155)	平日 8:30~17:00
児童相談所 相談専用ダイヤル(厚生労働省)	0120-189-783	年中無休
24時間子どもSOSダイヤル(文部科学省)	0120-0-78310	年中無休
子どもの人権110番(法務省)	0120-007-110	平日 8:30~17:15
子どもと家族の相談窓口(日本精神保健福祉士協会)	Eメール kodomotokazoku@jamhsw.or.jp	